

宮崎県障がい福祉サービス従事者研修における留意事項

1. 宮崎県障がい福祉サービス従事者研修

本研修は、宮崎県の委託を受けて一般社団法人宮崎県精神保健福祉士協会（以下「当協会」という）が実施します。

2. 受講申込について **今年度から申込書の様式が変更になっています。必要な申込書をご確認ください。**

- ① 申込担当者及び申込者（受講希望者）は、宮崎県障がい福祉課HP内の日程、本内容や開催要領等をよく読み、了承かつ合意したうえで受講申込書等に必要事項を記入し、郵送でお申込みください。
当協会は、駐車場も狭く少ない事から持参は不可とさせていただきます、**郵送のみ**とさせていただきます。
何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。
- ② 指定する様式を用いてない、提出書類及び内容記載に不備、虚偽があった場合は、受講不可となる場合があります。
- ③ 提出された書類については返却いたしません。
- ④ 郵送のお申し込みは**消印有効**です。配達されているか等のお問い合わせには対応できかねます。
各自、簡易書留や特定記録郵便等を御利用の上、郵送ください。
なお、封筒の表面に「**研修 申込書在中**」と**朱書き**をしてください。
- ⑤ 障がい等により座席の配慮やサポートが必要な場合は、その旨を受講申込書の所定の欄に記入してください。
(お申出に対し、十分に対応しきれない場合もあることを予めご了承ください)

3. 受講の可否決定

- ① 決定にあたっては申込締切り後、宮崎県障がい福祉課が受講決定を行います。配置の必要度、実務要件を満たしている方を優先に選考をいたしますので予め、ご了承ください。
- ② 受講の可否については、申込みがあった全ての方に（原則：事業所ごと。法人内の同所在地にある事業所はまとめます）当協会より郵送で通知いたします。お電話等での照会にはお答えいたしかねます。
なお、当会のホームページ上で、通知を発送した日を掲載いたします。通知した発送日から7日を経過しても通知が届いていない場合はご連絡ください。その場合、到着しているものの事業所内で留まり、申込者の手元まで届いていないケースも多いようですので、今一度お確かめいただいた上でご連絡いただきますと幸いです。
- ③ 受講決定後は、同一法人や同一事業所内であっても、受講者の変更はできません。

4. 受講料について

- ① 研修に要する費用として 初任者研修【全日程5日間：25,000円】【講義部分2日間：10,000円】
【サービス管理責任者等研修5日間：25,000円】を負担いただきます。
受講決定通知に「受講料の振込について」をご案内しますので、記載事項に従って期日までに納入してください。
- ② 振込手数料は各自ご負担ください。
- ③ 期日までに指定金額の入金が確認できない場合は、受講確定がなされません。なお、受講をお断りすることもありますのでご注意ください。

5. キャンセルについて

- ① 受講決定者が都合により辞退される場合は、速やかに当協会に連絡をいただくとともに、指定の辞退申出書を出していただきます。辞退申出書は、当協会のホームページに掲載しますのでダウンロードしてご提出いただけます。
- ② お振込みいただいた参加費は返金いたしません。
- ③ 振込後のキャンセル、欠席については、研修終了後、資料の送付をいたします。

6. 研修受講時の留意事項

- ① 研修時間は、研修ごとに異なります。各種、研修プログラムを確認してください。
- ② 研修会場の都合により、受付時間等を変更することがあります。
- ③ 進行の状況により、終了時間が遅くなる場合があります。
- ④ 研修会場までのバスやJRの時間、到着までの順路は各自、前もってお調べください。
- ⑤ 研修当日は、午前・午後ともに出席を確認いたします。確認が取れない場合、修了証等を発行できない場合がありますのでご注意ください。
- ⑥ 適切な室温管理に努めますが、個人差がありますので、服装などで自己管理にご協力をお願いします。
- ⑦ 研修期間中の欠席、理由の如何にかかわらず開始時間から15分以上の遅刻や離席者には、修了証は発行できません。

また、次に該当する場合は、受講を取り消しますのでご注意ください。

a) 研修の秩序を乱してその実施を妨げ、主催者側の注意に従わない

b) 学習意欲が著しく欠け、再三の注意にもかかわらず改善されない

ア 居眠り・おしゃべり

イ 携帯電話、スマートフォン等、電子機器の使用を続ける

ウ 研修中に電話で抜け出す

エ 演習の時間に参加しようとならない

オ 期日までに事前課題を提出しない

カ 人の意見を否定、批判、自分の意見を押し付けるなど

7. 研修の変更及び中止について

研修日に天災等の不可抗力により開催が困難と判断した場合は、宮崎県と協議の上、研修を変更・中止することがあります。

その場合、当会ホームページ上に掲載いたします <http://miyazaki-psw.jp/>

8. 個人情報の取り扱いについて

受講申込にかかる個人情報については、本研修の実施に必要な連絡、名簿等の作成、修了証等の発行、県への名簿提出、本研修の実施に際して当協会が必要と判断したものにのみ利用します。

9. お問い合わせについて

実務経験に関するお問合せは、宮崎市内の事業所の方は**宮崎市障がい福祉課（0985-21-1772）**、その他の地域の方は**県庁の障がい福祉課（0985-32-4468）**までお願いいたします。

当協会にお問合せの場合は、平日9時～5時の間でもお願いいたします。期間中はお問合せが多くなりますので、お待たせする場合もございます。予めご了承ください（0985-78-3003）

なお、お問合せの際は、県発行の受講の手引き、宮崎県障がい福祉サービス従事者研修についての流れ、必要研修と申込書等を一読の上、ご連絡いただきますと幸いです。